平成２６年９月

契約者の皆様へ

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

**受入基準改正についての重要なお知らせ**

**―平成２７年１月から土壌分析項目が追加されます―**

　阪南２区建設発生土受入基準（化学性状の基準）が改正され、平成２７年１月１日から適用される予定であり、**次の２項目が有害物質として受入基準項目に追加**されます。分析結果表（計量証明書）の提出が必要な工事については、分析機関に分析を依頼される場合に、次のことにご注意ください。

**【受入基準（溶出量基準）に追加される項目】**

**１，４－ジオキサン　（基準値：０．０５ｍｇ／Ｌ）**

**塩化ビニルモノマー　（基準値：０．００２ｍｇ／Ｌ）**

**【新受入基準の適用日以降（平成27年1月以降）に受入契約を締結される場合】**

**現行の受入基準項目（３５項目）に加えて、追加２項目を含む分析結果表（計量証明書）の提出が必要**となります。追加２項目を含まない分析結果表（計量証明書）を提出されても、追加２項目についての再分析結果を提出していただかないと契約を締結できませんのでくれぐれもご注意ください。

**【新受入基準の適用日まで（平成2６年12月末まで）に受入契約を締結される場合】**

分析結果表（計量証明書）に追加２項目が含まれていなくても契約することができ、新受入基準の適用日（平成２７年１月）以降も搬入していただけます。

※　この場合は、建設発生土搬入申込書及び建設発生土受入契約書のほか、発注者の搬入依頼書・工事請負契約書の写し・分析結果表（計量証明書）があれば、搬入開始予定日までに期間があっても契約することとします。（搬入車両届等は後日提出してください。）　詳しくは契約窓口にご相談ください。

ただし、新受入基準適用の６か月後（平成２７年７月１日以降）も引き続き搬入される場合は、平成２７年６月末までに追加２項目について分析し、その分析結果表（計量証明書）を提出してください。（試験頻度等は受入基準に定めるところによります。）

※　現在、既に締結済みの受入契約に基づき、平成２７年７月１日以降も引き続き搬入される場合も同様に平成２７年６月末までに追加２項目について分析し、その分析結果表（計量証明書）を提出してください。

阪南２区の受入基準は、国が定める土壌環境基準等を根拠として設定しており、このたび国が土壌環境基準項目に２項目を追加することから、阪南２区受入基準を改正するものです。環境省では、土壌環境基準の見直しについて意見募集（パブリックコメント）を実施しています（H26.9.16～10.20）。追加２項目の分析方法などについては、環境省のパブリックコメントのお知らせからご確認ください。

（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18635>）

土壌環境基準を改正する告示の公布はパブリックコメント実施後となりますが、この告示の公布が、平成２７年１月１日より遅くなる場合は、それに合わせて新受入基準の適用日を延期します。

**分析結果表（計量証明書）に追加２項目が含まれていないために、阪南２区への搬入が遅延し、工事の中断等を招くこととならないよう十分ご注意ください**。